

WORKING NIIGATA

労働にいがた

2017
11
Vol.377

新潟県 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-285-5511（代表） 労政雇用課／職業能力開発課／労働委員会事務局
本紙やバックナンバーを新潟県ホームページでも公開しています。http://www.pref.niigata.lg.jp/roseikoyo/1225742470152.html

Contents

新潟県の最低賃金は時間額778円です！……………	1	「ものづくりマイスター」・「にいがたの名工」派遣をご活用ください！……	5
平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります …	1	平成30年度受講生募集のお知らせ ……………	5
障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者表彰式を行いました …	2	11月は「労働保険適用促進強化期間」です ……………	6
障害者雇用に取り組む企業を応援しています！……………	2	両立支援等助成金のお知らせ ……………	6
スマイル・カンパニー制度にご登録ください！……………	2	ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催しました！……………	7
11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です……………	3	中退共のお知らせ ……………	7
産業医制度等に係る見直しが行われています……………	3	労働相談Q&A 年次有給休暇の計画的付与について……………	8
ジョブトレの受入れにご協力ください……………	4	～労使間のトラブルでお困りの方へ～個別労働関係紛争のあっせん …	8
骨髄バンクドナー休暇制度導入のお願い……………	4	経済指標……………	8
若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！ …	5		

新潟県の最低賃金は時間額778円です！

【発効日：平成29年10月1日】

- 新潟県最低賃金は、新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
※産業によって特定最低賃金が定められているものがあります。
- どのような雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託等）でも、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。



【最低賃金のチェック方法】

- ①時間給の場合…時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ②日給の場合……日給 $\div$ 1日平均所定労働時間数 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ③月給の場合……月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間数 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

※下記の賃金は最低賃金の対象となりません。
・臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
・時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）

- 派遣労働者については、派遣先事業場所在地の最低賃金が適用されます。新潟県外へ労働者を派遣される派遣元事業者は、派遣先事業場に適用される最低賃金額について、厚生労働省又は各都道府県労働局のホームページ等でご確認ください。

詳しくはこちら ➡ 新潟労働局労働基準部賃金室または各労働基準監督署

◎詳細は

新潟労働局 労働基準部 賃金室 025(288)3504

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ➡	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体等	2.3% ➡	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2% ➡	<u>2.4%</u>

留意点①

法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に広がります。

留意点②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなり、民間企業の法定雇用率は2.3%となります。

※詳細は最寄りのハローワークまたは新潟労働局職業対策課までお問い合わせ下さい。

新潟労働局職業対策課 025(288)3508

障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者表彰式を行いました

県では、毎年障害者雇用支援月間(9月)に、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業所等に対して、知事表彰を行っています。

平成29年度は9月2日に新潟市総合福祉会館で行われ、次の方々が表彰されました。

障害者雇用優良事業所	優秀勤労障害者
伊藤建設株式会社	戸根 光弘 さん(大根田電機株式会社中条工場) 丸山 正司 さん(株式会社大谷) 山崎 利江 さん(株式会社大谷)

障害者雇用に取り組む企業を応援しています!

県では、民間企業における障害者雇用を促進し、障害者の就労の場の拡大を図るため、事業主に対して支援を行っています。

■ 障害者の一般就労の促進及び所得の向上

〈障害者雇用促進プロジェクト助成金〉

- (1) 障害者雇用率アップ等支援
障害者を新たに1人以上雇用する県内の中小企業の事業主に対して、雇用の準備に係る設備整備、研修等の経費を助成します(上限60万円)。 ※新規雇用により雇用障害者数が前年より増える場合に助成
- (2) 障害者雇用促進等支援
障害者を新たに5人以上雇用する県内の事業主に対し、雇用の準備に係る設備整備、研修等の経費を助成します(上限300万円)。
- (3) ジョブコーチ養成等支援
障害者の職場定着を促進するため、ジョブコーチ(職場適応援助者)の養成に取り組む県内の中小企業の事業主等に対して、ジョブコーチを養成する研修受講料及び旅費を助成します(上限10万円)。

■ 企業の取組事例を紹介する動画を配信しています

障害のある方を雇用している企業の取組等を紹介する動画を、県ホームページ(下記参照)でご覧いただけます。

- ・ 障害者雇用に関わる支援機関等を紹介する導入編と企業の取組事例がご覧いただけます(所要時間は1本当たり10分程度)。
- ・ 人事担当、職場の同僚の方でご覧いただき、自社の取組の参考としてください。

■ 仕事と障害者とのマッチング支援

〈障害者職場実習受入促進事業〉

県内の障害者就業・生活支援センターにおいて、障害の特性にあった仕事の見極めに有効な職場実習(短期的な就業体験)を行っています。県では職場実習を受け入れる事業主に対し、協力費を支給しています。

◎詳細は県HP [新潟県 障害者雇用](#) [検索](#) 又は下記お問い合わせ先まで

 労政雇用課 雇用対策班 025(280)5270

〈障害者雇用に取り組まれている企業の皆様へ〉 スマイル・カンパニー制度にご登録ください!

県では、障害者の雇用の促進と安定を図るため、障害者を多く雇用する企業として登録された事業者(スマイル・カンパニー)から物品等を優先的に調達する「スマイル・カンパニー制度」を実施しています。

スマイル・カンパニーに登録されると、県(地域振興局、警察、県立病院及び県立学校等を含む)からの製造の請負、財産の買入れ及び役務の提供の発注を優先的に受けることができる(※)ほか、「新潟県スマイル・カンパニー」のシンボルマークを使用して、障害者雇用に積極的な企業として対外的にアピールすることができます。

昨年度は、全登録事業者20社に対して合計約2億7,825万円を調達しました。

登録申請は随時受け付けておりますので、障害者を雇用している、または雇用を検討している事業主の皆様は、ぜひこの機会にスマイル・カンパニーへの登録をご検討ください。(※)建設工事関係の調達は含まれません。



■ 登録要件

申請できるのは、下記を全て満たす事業者です。

- (1) 県内に事務所または事業所を有する中小企業者
- (2) 障害者を、過去1年間、2人以上(注)雇用し、障害者雇用率が4.0%以上
(注)実人数ではなく、算出人数(例:重度障害者は1人の常用雇用をもって、2人を雇用しているものとみなす等)となります。詳細については、県のホームページをご覧ください。
- (3) 入札参加資格者名簿に登録されている(または同等の資格を有すると認められる)

～調達内容の一例～
印刷、事務機器、リネンサプライ、
清掃など

◎制度内容、申請方法など詳しくは [スマイル・カンパニー制度](#) [検索](#) 又は下記お問い合わせ先まで

 労政雇用課 企画調整係 025(280)5260

トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

あなたの職場、働き過ぎていませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？ 効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。この機会に一度、見直してみませんか？

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働の解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

■ 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

■ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

新潟労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

■ 重点監督を実施します。

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

■ 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施しています。 ※新潟開催は9/22に終了しました。

■ 電話相談を実施しました。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を10月28日に全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応しました。

過重労働解消キャンペーンのほか 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

〔日時〕 平成29年11月30日(木)

14:00～17:00

〔会場〕 コープシティ花園 ガレソンホール
新潟市中央区花園1丁目2番2号

〔定員〕 140名 参加無料

〔プログラム〕

・基調講演 「メンタルヘルスと働き方・企業業績の関係」

黒田 祥子 氏

(早稲田大学教育・総合科学学術院 教授)

・講演 「企業におけるメンタルヘルス対策～産業看護職の立場から～」

鈴木 美和 氏

(新潟労働衛生コンサルタント事務所)

お申し込みは、こちらから ➡

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

 **新潟労働局 監督課 025(288)3503**

産業医制度等に係る見直しが行われています

労働安全衛生規則等の一部が改正され、平成29年6月1日から施行されました

健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に 必要となる情報の医師等への提供

事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければなりません。

長時間労働者に関する情報の産業医への提供

事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

産業医に 情報を提供

産業医の定期巡視の頻度の見直し

少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月1回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることが可能となりました。

有機溶剤中毒予防規則等関係

特殊健康診断の異常所見者に対する就業上の措置に関する医師からの意見聴取において医師が意見を述べるに当たっては、特殊健康診断において把握した情報に加えて、労働者の労働時間、業務内容等の情報を把握することも必要な場合があることなどから、事業者は、医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合は、速やかに、当該情報を提供しなければなりません。

この他に、新規に使用される化学物質や、労働者の休業状況も衛生委員会等で調査審議し、産業医に提供すべきか、実情に応じて適切に定める必要があるとされています。

 **新潟労働局 健康安全課 025(288)3505**

ジョブトレの受入れにご協力ください

働くことに悩みや不安を抱えている若者の職場実習（ジョブトレーニング、通称「ジョブトレ」）の機会を拡大し、若者の職業的自立を促すため、地域若者サポートステーション（通称「サポステ」）では、平成29年度から行うジョブトレの受け入れにご協力いただいた企業に対して協力費の支給を行っています。

支給制度の概要

対 象：サポステ実習者のジョブトレを受け入れた企業

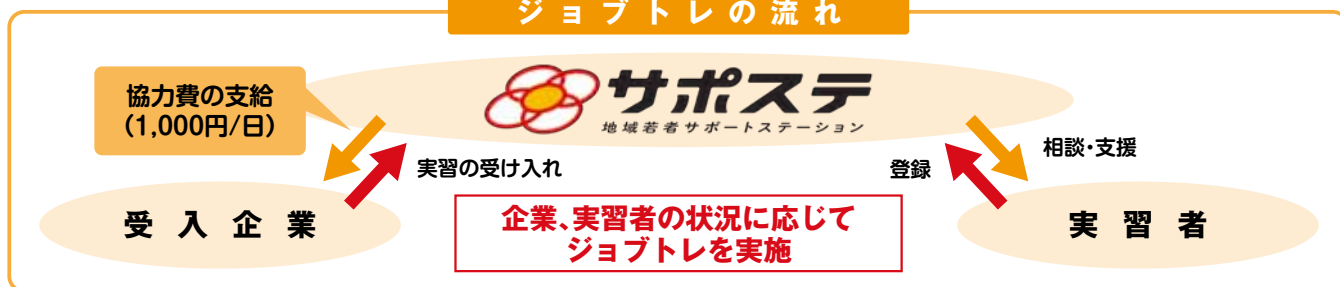
支給額：受入れ1日当たり1,000円／人

※県HPに「新潟県若年無業者職場実習受入促進奨励金交付要綱」
（<http://www.pref.niigata.lg.jp/roseikoyo/1317938521477.html>）を掲載しています。

※サポステとは？

働くことに悩みや不安を抱えている15歳から39歳までの若者を対象に、就労に向けた支援を行う機関です。

ジョブトレの流れ



サポステでは、就労経験のない若者や就労意欲が芽生えてきた若者のジョブトレを受け入れていただける企業を募集しています。ご関心のある企業は各地域若者サポートステーションにお問い合わせください。

県内の地域若者サポートステーション

名 称	対 象 地 区	所 在 地	問 い 合 せ 先
新潟サポステ http://saposute-niigata.net/	新潟市	新潟市中央区弁天2-2-18 （ときめきごと館2階）	025-255-0099
下越サポステ http://kaetsu-saposute.com/	村上市、新発田市、胎内市、阿賀野市、五泉市、 聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村	新発田市中央町1-2-1 （ヤングジョブしばた内）	0254-28-8735
長岡サポステ http://www.nagaoka-wsc.org/	長岡市、小千谷市、柏崎市、魚沼市、出雲崎町、 刈羽村、十日町市、南魚沼市、津南町、湯沢町	長岡市今朝白1-10-12 （長岡市勤労青少年ホーム2階）	0258-86-7730
三条サポステ http://www.saposute-sanjo.com/	三条市、燕市、佐渡市、見附市、加茂市、田上町、 弥彦村	三条市桜木町12-38 （三条ものづくり学校216）	0256-32-3374
上越サポステ http://www.j-saposute.jp/	上越市、糸魚川市、妙高市	上越市寺町2-20-1 （上越市福祉交流プラザ内）	025-524-3185

制度の内容など詳しくは、下記お問い合わせ先まで

労政雇用課 企画調整係 025(280)5260

骨髄バンクドナー休暇制度導入のお願い

白血病など血液がんの有効な治療法である骨髄移植は、骨髄バンクに登録したドナー（骨髄提供者）から骨髄等を提供いただくことで成り立っています。

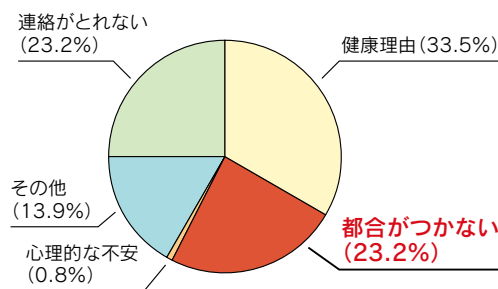
そして、登録したドナーが骨髄等を提供する場合、8回前後、平日の日中に医療機関へ出向くこととなりますが、この日数をドナー自身の有給休暇ではなく、勤務先が特別休暇として認めるのが「ドナー休暇制度」です。これにより、ドナーの心理的・肉体的な負担が軽減されます。

県内では、官公庁のほか、43事業所が骨髄バンクドナー休暇を設けています。

従業員の方の社会貢献活動支援の観点からも骨髄バンクドナー休暇制度を導入くださるようお願いいたします。

命のリレーにボタンをつなぎませんか？

【骨髄提供しない理由】(H27)



移植を希望される方の9割にドナーが見つかりますが、実際移植に至るのは6割程度であり、ドナーが骨髄提供しない理由では、「都合がつかない」が23.2%となっています。

◎詳細は下記お問い合わせ先まで

健康対策課 難病等対策係 025(280)5202

若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を応援します!

若者の採用、育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度があります。

認定した企業に対して、ハローワーク等で情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチングの向上を図っていきます。

「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがあるの?

1	ハローワークなどで重点的なPRの実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。
2	就職面接会への優先参加	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②人材開発支援助成金 ③トライアル雇用助成金 ④特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)

どのような企業が認定企業になることができるの?

離職率、労働時間、有給休暇、育児休業などの認定基準を満たした中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば、認定企業となることができます。

若者雇用促進総合サイト

全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業等の情報を掲載しているサイトです。個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。

詳しくは [若者雇用促進総合サイト](#)



◎お問い合わせ先

新潟労働局 職業安定課 025(288)3507 又は 最寄りの各ハローワーク



「ものづくりマイスター」・「にいがたの名工」派遣をご活用ください!

技能継承・後継者育成に意欲を持つ熟練技能者の方を国は「ものづくりマイスター」に認定しています。また、県では、新潟県内に在住する卓越した技能を持ち、人材育成活動に取り組める方を「にいがたの名工」として表彰・認定しています。

「ものづくりマイスター」と「にいがたの名工」の方々は、県内事業所及び学校等での講演や、技術指導の講師などの活動を行っています。

ぜひ、技能後継者育成や学校におけるキャリア教育などに当派遣制度をご活用ください。

派遣を希望される方は、下記へお気軽にご相談ください。

◎お問い合わせ先 [新潟県職業能力開発協会](#) ☎025(283)2155 FAX025(283)2156



職業能力開発課 技能振興係 025(280)5263

平成30年度受講生募集のお知らせ【新潟県立テクノスクール】

入校選考スケジュール

	一般選考①	一般選考②	一般選考③	一般選考④
出 願	平成29年10月10日(火)～11月1日(水)	平成29年11月21日(火)～12月6日(水)	平成29年12月18日(月)～平成30年1月10日(水)	平成30年1月22日(月)から2月7日(水)まで
選考試験	平成29年11月10日(金)	平成29年12月11日(月)	平成30年1月15日(月)	平成30年2月13日(火)
合格発表	平成29年11月20日(月)	平成29年12月15日(金)	平成30年1月19日(金)	平成30年2月19日(月)

募集する訓練科

※定員に達するまで順次実施し、定員に達した後は選考を実施しません。

校 名	訓 練 科 名
新潟校 025(247)7361	NC機械科、電気システム科、自動車整備科
上越校 025(545)2190	自動車整備科、メカトロニクス科、ビジネススタッフ科、生産設備メンテナンスコース、木造建築科
三条校 0256(38)8520	メカトロニクス科、工業デザイン科、生産システム科
魚沼校 025(794)2410	木造建築科、電気施設科、エクステリア左官科



訓練コース
紹介動画
公開中



新潟県 テクノスクール



職業能力開発課 指導係 025(280)5262

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります！

労働保険に関するQ&A

Q1 わが社は短時間就労者が多いので、雇用保険に入る必要はないのではないのでしょうか。

A1 雇入れ時点で31日以上雇用の見込みがあり、1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、必ず加入しなければいけません。事業主や労働者が加入するかしないかを選択できるものではありません。

Q2 労災保険の加入を怠っていた期間中に労働災害が発生した場合は、どうなるのでしょうか。罰則があるのですか。

A2 事業主が故意または重大な過失により、労働保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、事業主から①と②の両方を徴収することになります。

① 最大2年間さかのぼった労働保険料及び10%の追徴金

② 以下の要件による費用徴収金

当該災害に関して支給される保険給付(*)の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。*療養開始後3年間に支給されるものに限り。また、療養(補償)給付及び介護(補償)給付は除かれます。

労働保険の加入手続きなどの詳しいことについては、

新潟労働局総務部労働保険徴収課 又は 各労働基準監督署 及び 各ハローワーク へご相談下さい。

 **新潟労働局 労働保険徴収課 025(288)3502**

両立支援等助成金のお知らせ

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、利用を促進した事業主または事業主団体に対して支給する助成金制度があります。詳細についてはお問い合わせください。

	コース名	制度の概要
両立支援等助成金	出生時両立支援コース	男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。 助成額：28.5～72万円
	介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。 助成額：19～72万円
	育児休業等支援コース	①「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給します。 助成額：28.5～36万円 ②育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。 助成額：47.5～60万円
	再雇用者評価処遇コース	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。 助成額：28.5～48万円
	女性活躍加速化コース	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。 助成額：28.5～60万円
	事業所内保育施設コース	平成28年度から新規計画の認定申請受付を停止しています。 新たに事業所内保育施設の設置等を行う場合は、企業主導型保育事業（内閣府）による助成制度の活用をご検討ください。

 **新潟労働局 雇用環境・均等室 025(288)3528**

ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催しました!

新潟県では、ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進に取り組む企業への支援策の一つとして、企業の経営者、人事・労務担当者向けのセミナーを実施しています。

今年度は、9月に新潟市、長岡市、上越市の3会場にて開催し、計184人から参加いただきました。その内容を一部紹介します。

基調講演 「私たちは働き方を変えられのか ～新しい働き方の挑戦～」

- 実際の取組現場を知る専門家を講師に招き、WLB推進の必要性や手法、取組事例などについての基調講演を実施しており、今年度は、あまねキャリア工房代表の沢渡あまね氏にご講演いただきました。
- 沢渡氏は、「業務プロセス改善」や「組織コミュニケーション改善」を専門にコンサルティングや執筆活動を行っており、ご本人曰く、「制度づくりは専門外!」とのこと。
- もちろん、制度面から柔軟な働き方を可能にすることも重要ですが、制度はあるのに活用されず、効果が上がらないという事例を耳にするのも事実。今回は、職場の「あるある」事例を切り口に、対応策を3つのキーワードと個別事例で解説していただきました。
- 例えば、「あるある」事例の一つ、「無駄な会議（会議の無駄）が多い」。講師によると、「会議は、設計（段取り）8割：スキル2割」とのこと。段取りと運営それぞれで意識すべき5つの要素には膝を打った受講者も多かったのではないのでしょうか。

5つの要素

- ① 目的・ゴール（何のための会議?）
- ② インプット（必要な事前情報・配布資料・外部専門家は?）
- ③ 成果物（この会議の成果・達成状態は?）
- ④ ステークホルダー（誰を呼ぶ? 不要な参加者はいない?）
- ⑤ 効率（何時間で? どれだけのコストで?）

県内企業のWLB推進のための取組事例紹介

- 各会場にて、身近な企業の担当者から、WLBの推進に向けた実際の取組事例や失敗談、変化や効果を紹介いただきました。

会 場	事例紹介企業（敬称略・50音順）
新 潟	(株)銀座、コンドウ印刷(株)、グローバルマーケティング(株)
長 岡	オークス(株)、(有)ソフィー・ジ・アカデミー、(株)太陽メディケアサービス
上 越	(社福)サンクス柿崎、(株)南雲製作所

WLB推進に係る県の支援制度など詳しくは、[WLB 新潟県](#) [検索](#) または下記お問い合わせ先まで

 労政雇用課 企画調整係 025(280)5260

中退共のお知らせ

人も、会社も、もっと元気に!

中退共 CHU TAI 共 K Y O
小企業 退職金 共済制度



(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

労働相談Q&A 年次有給休暇の計画的付与について



従業員の間で年休の取得日数に大きな差があります。積極的に取得する者がいる一方で、仕事を優先して取得を控える者もいます。後者の中には不公平感を持つ者もいるので、この差を解消するにはどうしたらよいでしょうか。



年次有給休暇とは、従業員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持・培養を図ることを目的として、休日以外に賃金をもらいながら自分の希望する日に休みを取ることできる制度です。計画的付与制度(労基法39条6項)を活用することで、従業員がためらいを感じずに年次有給休暇を取得できるようになるというメリットがあります。また、使用者側にとっても、①労務管理がしやすく計画的な業務運営ができる、②年次有給休暇の取得率が上がることによって優秀な人材の確保、定着率の向上につながるというメリットもあるのです。

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

※導入企業は15.5%で、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が7.5ポイント高くなっています。〔「平成28年就労条件総合調査」厚生労働省〕

Point.1 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法

方 式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに計画的付与	従業員の個人的な記念日(例:誕生日、結婚記念日)を優先的に充てるなどして活用

Point.2 年次有給休暇の計画的付与制度の導入に必要な手続き

I 就業規則の規定

年次有給休暇の計画的付与制度を導入する場合には、就業規則にその旨を定めておく必要があります。

II 労使協定の締結

以下5つの項目について、労使間で書面による協定を締結する必要があります。

① 計画的付与の対象者(あるいは対象から除く者)

② 対象となる年次有給休暇の日数

③ 計画的付与の具体的方法

④ 対象となる年次有給休暇を持たない者の扱い

一斉付与方式をとる場合、5日を超える年次有給休暇を持たない労働者に対して、(1)特別有給休暇を設けて付与日数を増やす、または(2)休業手当として少なくとも平均賃金の60%を支払う、のいずれかの措置をとることが必要です。

⑤ 計画的付与日の変更

あらかじめ計画的付与日を変更することが予想される場合には、変更する場合の手続きについて定めておきます。

～労使間のトラブルでお困りの方へ～個別労働関係紛争のあっせん

個別労働関係紛争あっせん制度とは？

労働者個人(正社員、パート社員、派遣社員など雇用形態を問わず)と事業主との間に発生したトラブルについて、自主的な解決が難しい場合に、労働委員会の委員が当事者双方からお話を聞いてトラブルが解決するようお手伝いします。

あっせんに関するよくある質問

Q どのようなトラブルがあっせんの対象になりますか？

解雇や賃金未払い、パワハラなど様々なトラブルが対象となります。
(採用に関するトラブルは対象になりません。)

Q あっせんはどこで行いますか？

あっせん会場は通常は新潟県庁ですが、長岡・上越などでも行います。
また、夜間、休日も対応します。

Q 費用はかかりますか？

無料です。弁護士等に依頼する必要もありません。

◎制度の内容など詳しくは新潟県労働委員会 HP

新潟県労働委員会

検索

または下記お問い合わせ先まで

労働者、事業主のどちらからでも申請可能です。



新潟県労働委員会事務局総務課 025(280)5544

経済指標

	現金給与総額(円)		定期給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率(倍)		完全失業率(%)	企業整備離職者 [※] (人)
	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県
平成29年5月	269,968	245,754	259,541	240,202	139.6	145.1	10.6	10.0	1.49	1.51	3.1	46
6月	433,043	384,333	261,765	242,946	149.1	157.2	10.7	10.0	1.51	1.53	2.8	222
7月	370,823	331,544	261,634	244,229	145.9	153.0	10.8	10.3	1.52	1.52	2.8	134
前年同月比	▲0.6%	1.3%	0.5%	1.2%	▲0.4%	0.1%	0.6%	2.4%	0.15ポイント	▲0.01ポイント	▲0.2ポイント	41.1%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査(速報)」(規模5人以上)								厚生労働省 職業安定部		総務省統計局	新潟県労働局 職業安定部